（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出を要しない行為）

**第二十一条の四**　法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。（新規）

一　対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更

二　対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

イ　土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ　土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ　土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壌汚染状況調査の命令）

**第二十一条の五**　法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。（新規）

一　法第三条第八項の規定による土壌汚染状況調査の対象となる土地の場所

二　法第三条第八項の命令に係る報告を行うべき期限

（法第三条第八項の命令に係る報告）

**第二十一条の六**　法第三条第八項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。（新規）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第三条第八項の命令を受けた年月日

三　土壌汚染状況調査を行った場所

四　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五　土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六　土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項

七　土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

八　土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2　前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

**第二十二条**　法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本

（土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

**第二十二条**　法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。